改正後			改正前		
［18・19　略］			［18・19　同左］		
20	削除		20	(1)　福島県本宮市青田字吹通１（521.10） (2)　福島県郡山市桜木１―11（250.50）	北緯37度30分45秒東経140度21分34秒の地点と北緯37度25分36秒東経140度22分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［21～24　略］			［21～24　同左］		
25	削除		25	(1)　福島県会津若松市栄町２―４（285.00） (2)　福島県大沼郡会津美里町字山道上56―１（266.30）	北緯37度29分47秒東経139度55分47秒の地点と北緯37度27分45秒東経139度53分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［26～57　略］			［26～57　同左］		
58	削除		58	(1)　茨城県神栖市奥野谷4195―３（57.10） (2)　茨城県神栖市須田字豊住3157―２（38.70）	北緯35度52分51秒東経140度41分04秒の地点と北緯35度52分26秒東経140度41分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［59～71　略］			［59～71　同左］		
［２・３　略］			［２・３　同左］		
4　電気供給業務用伝搬障害防止区域			4　［同左］		
［１～５　略］			［１～５　同左］		
6	(1)　三重県松阪市久保町字向野1843―70（51.00） (2)　三重県松阪市西野町字法浄寺1072―108（410.00）	北緯34度32分46秒東経136度31分49秒の地点と北緯34度32分49秒東経136度30分31秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	6	(1)　三重県松阪市久保町字向野1843―70（51.00） (2)　三重県松阪市西野町字法浄寺1072―108（410.00）	北緯34度32分46秒東経136度31分49秒の地点と北緯34度32分49秒東経136度30分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［７～11　略］			［７～11　同左］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十九　平成二十年総務省告示第三百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前		
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域			1　［同左］		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲	区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1　略］			［1　同左］		